

鳴門市スポーツ推進計画 (素案)

第3章から第5章まで

平成26年6月25日

鳴門市教育委員会

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

スポーツ基本法は、前文で「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と、スポーツ権を規定しました。

市においては、この法の理念に基づき、国、県のスポーツ計画等を参考に、市民ニーズを踏まえた計画を策定するとともに、スポーツの持つ力を最大限に活用し、

「案1：元氣、感動、夢ある生涯スポーツ社会の実現」

「案2：みんなが身近にスポーツを楽しめるまちの実現」

「案3： 」

を計画の基本理念として、国、県、スポーツ団体をはじめとする関係者との連携と市民の皆さんとの協働によって、その基本理念の実現を図ります。

【基本理念】

案1：元氣、感動、夢ある生涯スポーツ社会の実現

案2：みんなが身近にスポーツを楽しめるまちの実現

案3：

【抜粋】 スポーツ基本法 （平成23年法律第78号）

（前文）

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、今後のスポーツ推進の主要な目標を次のとおり掲げて、具体的な施策を展開します。

基本目標1 子供・青少年と学校における体育・スポーツ活動機会の充実

スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある子供・青少年のスポーツが体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となることから、学校における体育・スポーツ活動の支援を行い、様々な種目に触れる機会を確保し、青少年の健全育成を図ります。

基本目標2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

年齢、性別、障害等を問わず、生涯にわたりライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことは、人間本来の体を動かすという生まれながら持つ欲求に応えるとともに、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等、文化的な生活を営む上で不可欠なものです。そのため、それぞれのステージに応じたスポーツ活動が行えるように、スポーツ機会の創出、活動の支援等を通じて、生涯スポーツの推進を図ります。

基本目標3 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

市民が、スポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域社会の活性化及び一体感の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化等の課題への対応策の一つとして大変重要なものです。

そこで、スポーツ団体をはじめとする関係者との連携や市民の皆さんとの協働により、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

基本目標4 スポーツイベント等の開催及び支援

(削 除)

3. スポーツの定義

本計画では、スポーツを競技スポーツ、学校における運動・スポーツに限らず、散歩、ウォーキング、子供の遊び（なわとび、鬼ごっこ、公園遊び等）、野外活動（シーカヤック、海水浴、釣り等）や、スポーツとして行われるレクリエーションまで、幅広く捉えて、あらゆる身体活動を含むものとします。

4. スポーツ振興の意義

スポーツは、スポーツ選手が不断の努力により人間の可能性の極限を追求した日々の積み重ねを発揮することで、多くの人に誇りや喜び、感動と夢をもたらし、新たな次世代のスポーツ選手の発掘・育成へつながり、地域の競技スポーツの発展に寄与するものです。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成の発達に大きく資するものです。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。

さらに、スポーツは、年齢、性別、障害等を問わず心身の健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等にも重要な役割を果たすものであることから、健康で活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現に不可欠なものです。

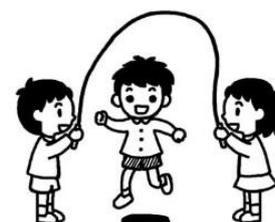
このように、スポーツが果たす重要な役割を鑑み、スポーツ振興を進めることにより、

「案1：元気、感動、夢ある生涯スポーツ社会」

「案2：みんなが身近にスポーツを楽しめるまち」

「案3： 」

の実現を図ります。



5. 計画の位置づけ

- ① この計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、市のスポーツ・レクリエーション施策を推進していくための基本計画として策定しました。

【抜粋】 スポーツ基本法 （平成23年法律第78号）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ② 国が平成23年3月に策定した「スポーツ基本計画」並びに徳島県が平成25年3月に策定した「スポーツ推進計画」の内容を踏まえて策定しました。

【抜粋】

（国：スポーツ基本計画）

10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

- ① 子供のスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

（徳島県：スポーツ推進計画）

計画の基本理念

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる『スポーツ王国とくしまづくり』の実現

- ③ 平成24年度策定の「第六次鳴門市総合計画」の内容を踏まえて策定しました。

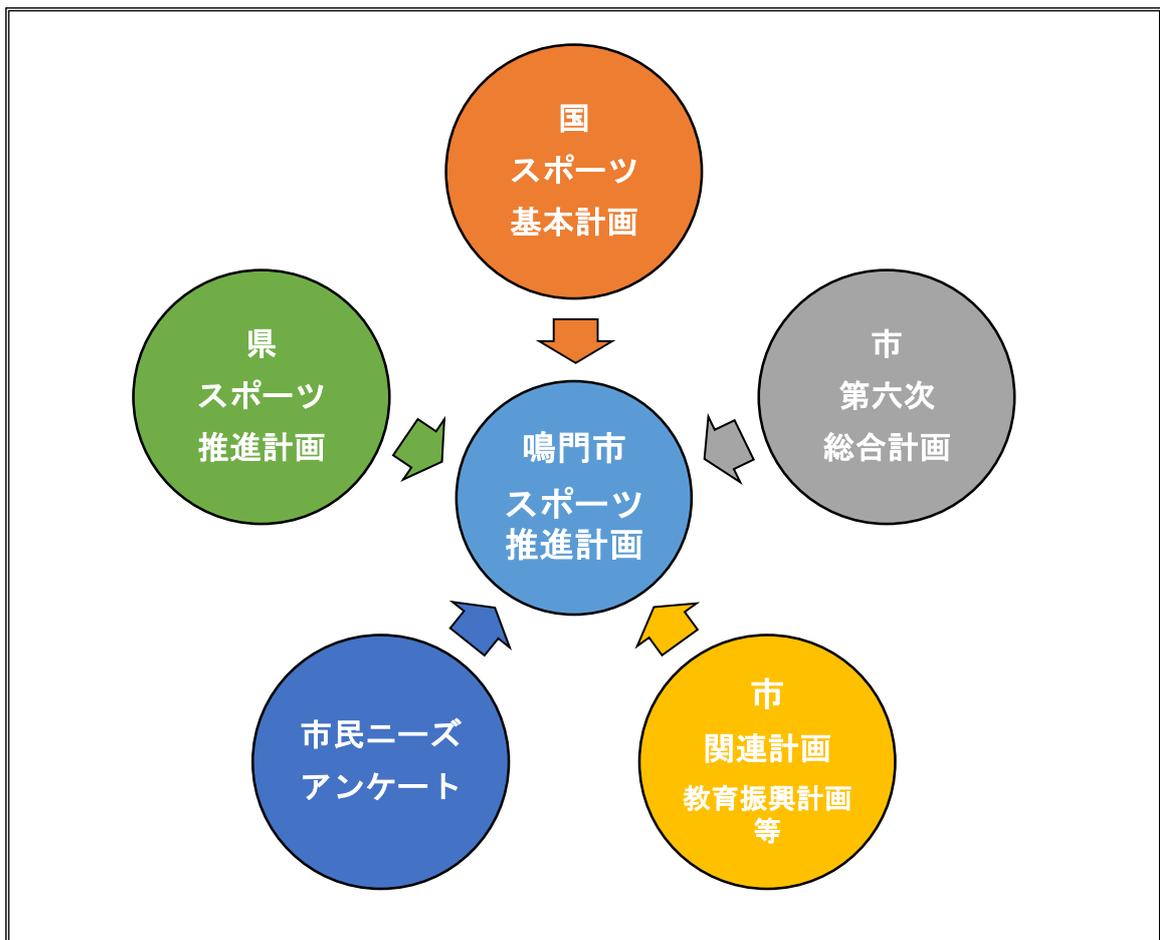
【抜粋】第六次鳴門市総合計画

将来都市像： 結びあう絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門
基本政策： ずっと笑顔で生きがいを感じるまちづくり
政策： 生きがいあふれるまち なんと
施策： スポーツ・レクリエーション 生涯スポーツの振興
～みんなが身近にスポーツを楽しめるまち～

- ④ 「市民のスポーツライフに関する実態調査」の結果を踏まえ、市民のスポーツニーズ対応した計画を策定しました。

- ⑤ 「鳴門市教育振興計画」等の諸計画との整合性を図りながら策定しました。

【計画の位置づけのイメージ図】



6. 計画の役割

- ① 市民に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで、スポーツ活動へ積極的に参加してもらうとともに、スポーツを通じてすべての市民等が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を協働して目指す計画とします。
- ② 体育・スポーツ関係団体に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで、市のスポーツ施策に対する理解、事業の推進への連携や協力を通じて、体育・スポーツの振興を図り、また、連携して市民のスポーツニーズに応え、市民の心身の健康の保持増進等に努めることを目指す計画とします。
- ③ 国や県に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで、市のスポーツ施策に対する理解や事業の推進に対して積極的な支援を求める計画とします。

7. 計画の期間

平成27年度から平成36年度までの10年計画とし、平成31年度までを前期計画期間、平成32年度からを後期計画期間とします。

毎年度末に計画の進捗状況について、フォローアップを行い、その結果に基づいて効率的かつ弾力的に計画の推進を図ります。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
									
				(見直し)					
				●ラグビーワールドカップ	●東京オリンピック・パラリンピック	●ワールドマスターズゲームズ			

第4章 計画の体系

【基本理念】

- 案1：元気、感動、夢ある生涯スポーツ社会の実現
- 案2：みんなが身近にスポーツを楽しめるまちの実現
- 案3：

1. 子供・青少年と学校における体育・スポーツ活動機会の充実

(1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実

- ① 子供のスポーツ活動機会の充実
- ② スポーツ少年団の活動支援
- ③ スポーツ大会等の開催及び支援（子供・青少年）
- ④ スポーツボランティアとの連携

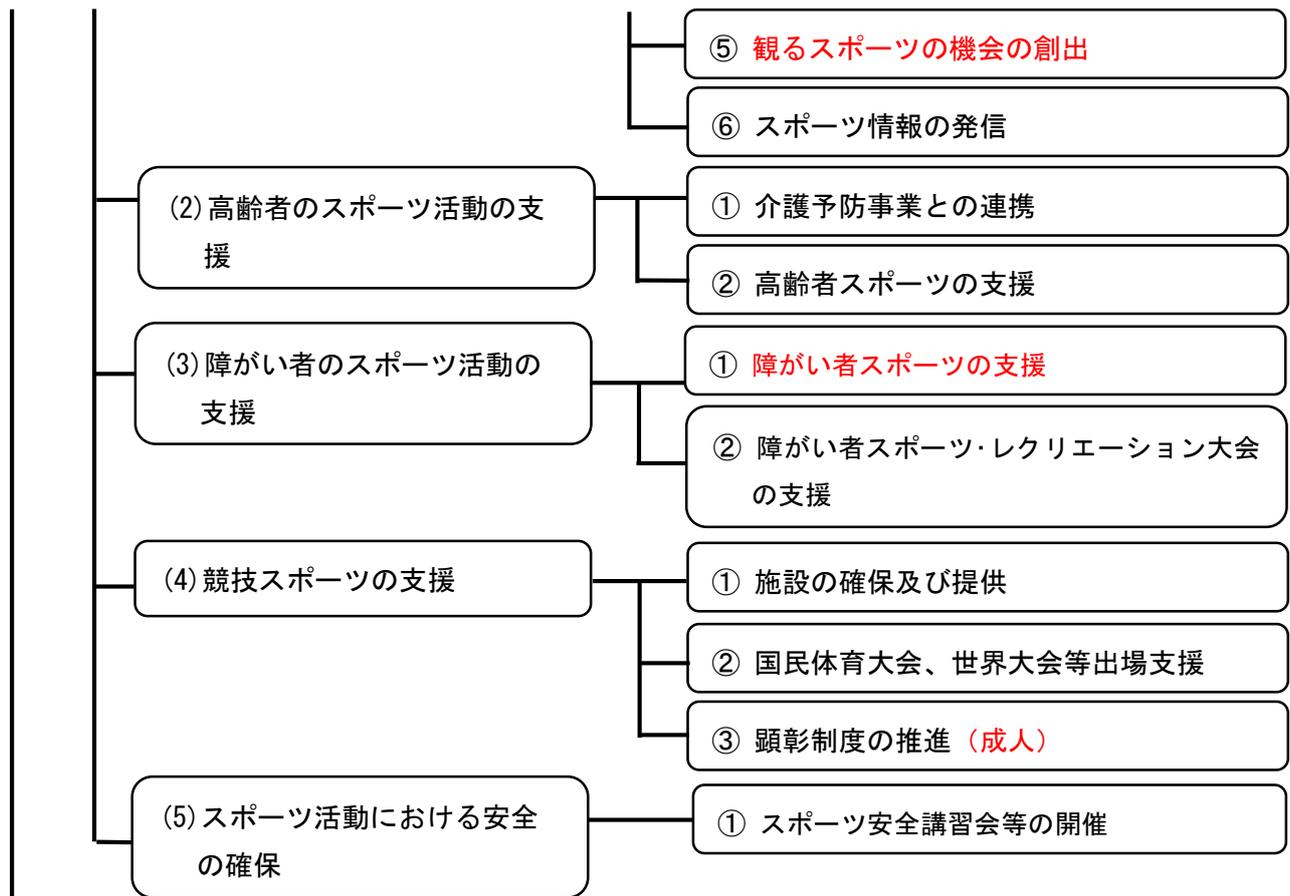
(2) 小中学生の体育・スポーツ活動機会の充実

- ① 小学校における各種体育行事の開催支援
- ② 中学校における各種大会の開催支援
- ③ スポーツ指導者の活用
- ④ 四国総合体育大会、全国中学校体育大会、国民体育大会出場支援
- ⑤ 顕彰制度の推進（子供・青少年）

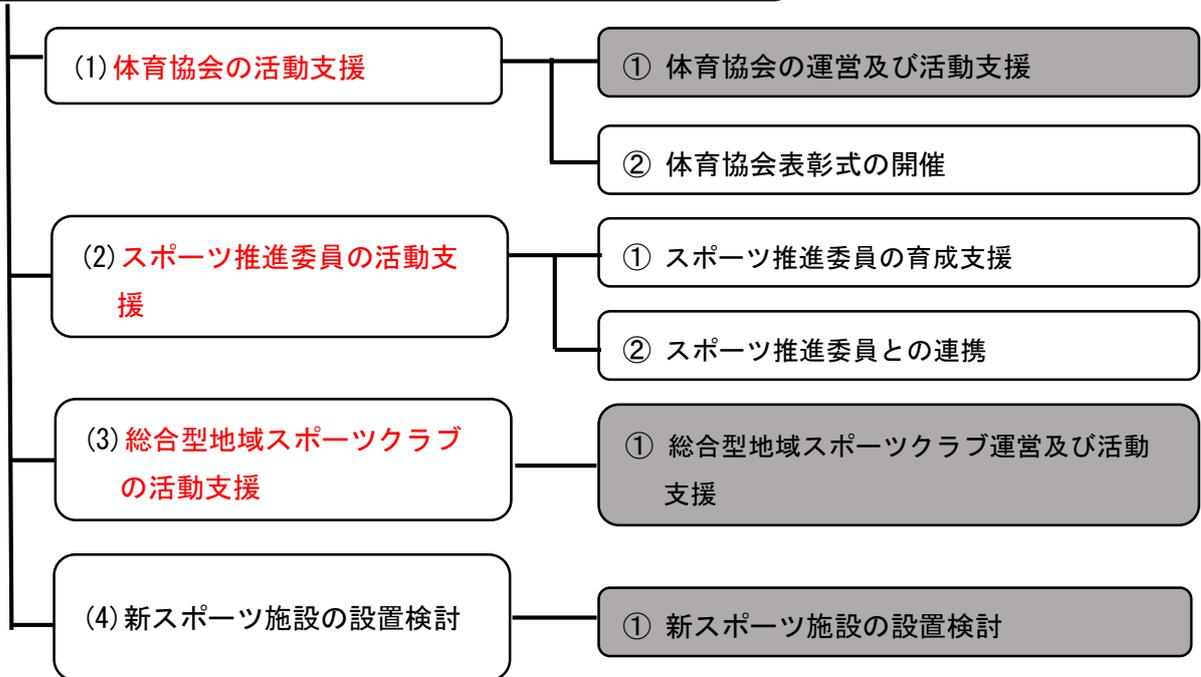
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) スポーツの参加機会の拡充

- ① 日常的にスポーツに参加することができる機会の提供
- ② スポーツ大会等の開催及び支援（成人）
- ③ 学校体育施設の活用
- ④ スポーツボランティアの参加機会の創出



3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備



第5章 スポーツ推進のための具体的な施策

1. 子供・青少年と学校における体育・スポーツ機会の充実

県内の青少年の肥満傾向の割合は、全国に比べて高いことが国の調査からも分かっています。この背景にあるのが、運動不足や食生活等に原因があると言われています。このことは、今回実施しました、青少年のスポーツライフに関する実態調査の「(1) 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度」の結果からも、鳴門市の小学生の非実施者の割合が4.0%、中学生については9.9%となっており、全国の調査結果（小学生の非実施者の割合が3.5%、中学生については8.6%）と比較しても、やや高くなっていることが分かります。

これは、全国的に運動・スポーツをする青少年とそうでない青少年の二極化が進み、運動習慣が身につけていない青少年が増加しつつあることが、鳴門市においても当てはまることを示しています。

積極的にスポーツをする青少年とそうでない青少年の二極化については、小学校の早い段階からその傾向が認められるとともに、小学校低学年においては、明確な体力の向上傾向は認められないこと等から、子供のころから積極的な取組が重要となることが国の基本計画において示されています。

そこで、子供のころからスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる機会を創出し、将来的なスポーツの取組習慣につなげます。

また、小中学校の生徒については、学校における体育・スポーツ活動の継続的な支援を行い、スポーツ機会の充実を図ることで、競技力の向上や生涯スポーツ社会の実現を目指します。

(1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実

①子供のスポーツ活動機会の充実

子供のころに遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、将来的なスポーツの取組習慣となり、生涯にわたって健康を維持し、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るため必要であることから、保育園、幼稚園、体育協会、総合型地域スポーツクラブや地元のプロスポーツチーム等と連携し、スポーツ機会を創出します。

②スポーツ少年団の活動支援

全国レベルの大会へ出場する選手が、全国の強豪選手と試合を行い活躍することが、同世代の選手等への良い刺激となり、競技力の向上やスポーツをはじめのきっかけづくりにつながることから、全国大会への出場経費の負担を行い、選手等の経費軽減を図ります。

また、大会の開催施設及び練習場所の確保、県の交流大会や全国大会予選等への出場調整を行い、スポーツ活動の支援を行います。

③スポーツ大会等の開催及び支援（子供・青少年）

子供や青少年がスポーツ大会等への参加を通じて、競技力や体力の向上を図り、さらに、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるように、クロスカントリー大会、市スポーツ少年団を対象とした駅伝大会、体育協会加盟団体の大会、県下一円をコースとした徳島駅伝やツーデーウォーク等の開催及び支援を行います。

④スポーツボランティアとの連携

スポーツ少年団、体育協会やスポーツ推進委員等のスポーツボランティアと連携し、子供や青少年を含む地域スポーツを推進するため、スポーツ指導や組織・大会の運営等の活動に取り組みます。

(2) 小中学生の体育・スポーツ活動機会の充実

①小学校における各種体育行事の開催支援

小学校における体育・スポーツ活動を推進するため、陸上運動記録会、体操発表会や水泳教室等の各種体育行事の開催について、開催場所確保の問題や生徒の移送等の支援を行い、スポーツ活動機会の充実に図ります。

また、スポーツをする楽しさや達成する喜びを感じてもらうために、優秀な成績を取った者を表彰します。

②中学校における各種大会の開催支援

中学校におけるスポーツ活動を推進するため、市中学校総合体育大会、陸上競技大会、軟式野球春季選手権大会等の開催について、大会の運営補助、会場の優先的な使用・確保や生徒の移送等の各種大会の開催支援を行い、スポーツ活動機会の充実に図ります。

③スポーツ指導者の活用

中学校においては、武道やダンス等が必修化されたことから、安全で円滑な指導を行うために、教員に専門的な知識・技術が要求されることから、総合型地域スポーツクラブ、体育協会との連携や、専門性を有する地域のスポーツ指導者を掘り起こし、その知識・技術・経験を活用することで、指導体制の充実に図ります。

④四国総合体育大会、全国中学校体育大会、国民体育大会出場支援

中学生が四国や全国レベルの大会へ出場し、全国の強豪選手と試合を行い活躍することが、同世代の生徒等への良い刺激となり、競技力の向上やスポーツをはじめのきっかけづくりにつながることから、全国大会等への出場経費の負担を行い、選手等の経費軽減を図ります。

⑤顕彰制度の推進（子供・青少年）

全国大会、四国大会等で優秀な成績を残した生徒、県記録を樹立した生徒等について、鳴門市教育委員会表彰、体育協会表彰等の機会を捉えて表彰することで、スポーツに対する意識の向上を図ります。

2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

生涯スポーツ社会の実現を図っていくためには、各世代の市民が年齢、性別、障害等を問わず、生涯にわたってスポーツ活動に取り組むことができる環境の整備を進める**必要があります**。そのため、法の前文にあるように、全ての市民が「その自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保」します。

また、スポーツ基本計画では、国や地方公共団体等の取組を通じて、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率を3人に1人（30%程度）となることを目標としています。

そこで、鳴門市においては、法の趣旨や基本計画を踏まえて、国の示す目標値を目指すためにも、各世代のスポーツにおける現状とニーズを把握するとともに、それに応えた施策を検討し、スポーツ活動の向上に向けた取組を進めます。

(1) スポーツの参加機会の拡充

①日常的にスポーツに参加することができる機会の提供

20～60歳代の成人の多くが、仕事（家事・育児）が忙しく時間がないため、日常的にスポーツに取り組むことができない割合が高いことから、市体育協会加盟団体及び総合型地域スポーツクラブと連携することで、市民のスポーツニーズに対応した多種目のスポーツを提供し、**スポーツの参加機会の拡充を図ります**。

また、地域における人間関係の希薄化の問題に対するため、日常的なスポーツ活動の**取り組み**を通じて、地域の一体感や活力の醸成に努めます。

②スポーツ大会等の開催及び支援（成人）

市民等を対象としたクロスカントリー大会や、世界的なスポーツイベントであるチャレンジデーに参加し、子供から高齢者までの幅広い年代を対象としたスポーツ大会・イベントを開催及び支援することで、スポーツへの関心を高めるとともに、**スポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠であることから、今後も引き続き開催及び支援します**。

③学校体育施設の活用

スポーツ施設の不足の要望に応えるため、身近にある学校体育施設を開放し、多くの市民が施設を利用してスポーツ活動に取り組むことができるように支援します。

また、施設を有効に活用できるように、学校体育施設開放の運営等については、学校と地域が施設を共同利用するという観点から、利用団体や総合型地域スポーツクラブ等が運営委員会等を組織して自主運営を行う手法を研究するとともに、継続的な施設使用のためにも、光熱水費や使用料等の受益者負担の導入を検討します。

④スポーツボランティアの参加機会の創出

地域スポーツを推進するため、これまで体育協会やスポーツ推進委員等のスポーツボランティアと連携して活動に取り組んで来たが、職業人・社会人として経験を積み、生活が安定し、子育ても一段落するなど、余暇時間を自分のために使える年齢層や定年退職を迎え、仕事中心の生活から地域における生活に比重が移行していく年齢層が、スポーツボランティアとして、スポーツの指導や組織・大会の運営等の活動を通じて、参加できる機会を創出します。

⑤ 観るスポーツの機会の創出

スポーツは自らが主体となってするだけではなく、スポーツを観ることで、スポーツへの関心、理解を深めることができます。特にトップレベルの競技者が行う高度な技術を実戦の場として直接観戦することは、スポーツを観て楽しむだけでなく、スポーツに参加するきっかけとなる役割を有していることから、地元にあるプロスポーツチームと連携し、市民がスポーツを観る機会の創出に努めます。

⑥スポーツ情報の発信

スポーツへの参加意思があっても、いつ、どこで、どのようなスポーツが行われているのか分からなければ、実施につながらないことから、市公式ウェブサイトや広報紙等を通じて、市内で開催されるスポーツに関する情報を発信することで、スポーツの機会を創出し、スポーツ実施率の向上に努めます。

(2) 高齢者のスポーツ活動の支援

①介護予防事業との連携

介護予防には、日頃の体力・健康づくりが重要であることから、高齢者を対象とした、介護予防教室が定期的に行えるように施設を確保し、関係課や総合型地域スポーツクラブ等と連携しながら開催し、健康増進等を図ります。

②高齢者スポーツの支援

急速に高齢化が進行し、市民の4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えるなかで、運動・スポーツを活用した健康づくりを進める必要があるため、これまで運動・スポーツをする機会が少なかった高齢者も、気軽に始めることができるニュースポーツ活動を支援します。

(3) 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の支援

①障がい者スポーツの支援

障がい者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善や、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支えるボランティア等の育成に努めます。

②障がい者スポーツ・レクリエーション大会の支援

障がい者の健康増進や社会参加等を図るため、関係課・団体と連携しながら、障がい者の特性に配慮したスポーツ・レクリエーション大会を開催します。

(4) 競技スポーツの支援

①施設の優先使用等

競技力の向上を図るためには、定期的な大会の開催や日々の練習が必要となります。しかし、使用可能な施設には限りがあることから、競技力の向上を図るために、体育協会加盟団体等の使用については、市施設の優先的な使用ができるように努めます。

さらに、競技力の向上の支援の一環として、大会開催に伴う施設使用料の負担の軽減を行います。

②国民体育大会や世界大会等出場支援

全国・世界レベルの大会へ出場する選手が、トップレベルの選手間との試合を通じて、競技力の向上を図り、さらなる活躍につながるように、大会出場経費を負担することで、選手の経費軽減を図ります。

③顕彰制度の推進（成人）

全国大会、世界大会等で優秀な成績を残した選手等について、鳴門市教育委員会表彰、体育協会表彰等の機会を捉えて表彰することで、スポーツに対する意識の向上を図ります。

(5) スポーツ活動における安全の確保

①スポーツ安全講習会等の開催

指導者・審判等のスポーツボランティアに対して、専門家を招いた熱中症対策、スポーツ事故対策、AED講習会等を開催し、運動・スポーツ活動中の不足の事態に備えます。

3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域の一体感や活力の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化等の課題への対応策の一つとして重要な意義を有するものです。そこで、地域のスポーツの担い手である、体育協会、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツ環境の整備に向けた取組を進める必要があります。

しかし、今回のアンケート結果からも、**地域のスポーツの担い手の一つである総合型地域スポーツクラブの認知状況は、**（「よく知っている」「知っている」との回答の合計）男性が9.7%、女性が15.2%となっており、**笹川スポーツ財団の全国調査とほぼ同様の結果となり、**鳴門市においても全国と同じく、市民の認知状況が低いことが分かります。**この結果は、体育協会やスポーツ推進委員についても同様であると考えられます。**

このような現状を踏まえて、**広く市民に周知を行うとともに、**スポーツ団体の運営支援等に努め、生涯スポーツ社会の実現を図ります。

(1) 体育協会の活動支援

①体育協会の運営及び活動支援

市民のスポーツ活動を推進するため、体育協会と連携して多様なスポーツに取り組むことができる環境の整備に努めます。

また、体育協会への財政支援については、支援目的を明確にすることで、体育協会加盟団体を通じて、市民のスポーツ活動の機会の創出を図るとともに、競技力の向上を目指します。

②体育協会表彰式の開催

優秀な成績を残した選手、指導者、体育・スポーツの普及・発展に貢献した者の功績を称えることで、スポーツに対する関心を高め、競技力の向上を図るとともに、体育・スポーツの普及・発展につなげることを目的に、毎年12月に体育協会表彰式を開催します。

(2) スポーツ推進委員の活動支援

①スポーツ推進委員の育成支援

全国・四国研修会等へスポーツ推進委員を派遣し、専門的な知識や技術の習得を支援するとともに、実技指導の経験を重ねるために、スポーツ推進委員が実施するキンボール講習会等の開催を支援します。

②スポーツ推進委員との連携

スポーツ推進委員と連携し、チャレンジデー、スポーツ少年団駅伝大会、クロスカン トリー大会の開催や、徳島駅伝、ツデーウォークの運営支援を行い、地域のスポーツ 環境の整備に努めます。

また、スポーツ推進委員の総合型地域スポーツクラブの創設や運営への参画、スポー ツ活動全般にわたるコーディネート等の取組活動を支援します。

(3) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

①総合型地域スポーツクラブ運営及び活動支援

開催場所確保の問題を解決するため、総合型地域スポーツクラブが開催するスポーツ プログラムが定期的な実施できるように、優先的に施設の確保を行い、子供から高齢者 までが気軽にスポーツ活動ができる環境の創出に努めます。

総合型地域スポーツクラブの活動を、市広報紙や公式ウェブサイト等を活用してPR を行い、総合型地域スポーツクラブの認知度を高めて、会員の増加につなげます。

また、クラブはスポーツ基本法の趣旨から、財政規模に応じて主体的に自立した運営 をすることが求められているため、将来的に持続的な運営が可能となるように、支援の あり方について検討します。

(4) 新スポーツ施設の設置検討

①新スポーツ施設の設置検討

既存施設の老朽化が進む中で、使用規模や市民のスポーツニーズを踏まえた施設の設 置を検討します。

資料編 掲載予定